

「鎌ケ谷市公共施設エコアクションプラン～ 改定第2次

鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～」について

計画改定の背景

1. 『地球温暖化対策をめぐる国内外の動向』

2015（平成27）年のパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を国際的な合意として採択されました。

さらに、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広まりました。

一方で、わが国は、2021年4月、温室効果ガスの排出量を2030年度において、2013年度比で46パーセント削減を目指すことを表明し、同年10月にはこの新たな削減目標を踏まえ、地球温暖化対策計画を5年ぶりに改訂しました。この計画では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこととし、2030年度に46パーセント削減を目標としつつ、さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくことが明記されました。

この目標を達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国・地方自治体・事業者・国民がそれぞれの役割を認識し、地球温暖化防止に向けた取組みを推進していくことが求められています。

2. 『本市の取組み』

2018（平成30）年3月に「鎌ケ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～」を策定し、市自らが事業者として、温室効果ガスの削減に率先して取り組み、市民や市内事業者の模範となることで地球温暖化対策を推進してきました。

温室効果ガス排出量の削減目標は、鎌ケ谷市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を、2030（令和12）年度までに2016（平成28）年度比で38.6パーセント削減すると定めています。

3. 『現計画の評価』

令和4年度の温室効果ガス排出量は5,477 t-CO₂で、基準年度である平成28年度の5,565 t-CO₂に対し、約1.6パーセントの削減となっていますが、目標達成は厳しい状況となっています。

今後、大規模な設備の改修や導入は難しいことから、民間活力による公共施設へのPPA方式をはじめとした太陽光発電設備の設置、LED照明器具への切替推進や再生可能エネルギー電力の調達割合を高めていくなど、国が示す2050年度カーボンニュートラルに向けた対策を加速していく必要があります。

4. 『新たな目標の見直し』

2023年3月、上位計画である「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」を策定し、これに包含する形で「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」を改定しました。

この中で、新たに、市域からの温室効果ガス排出量を2032（令和14）年度までに2013（平成25）年度比で50パーセント削減するという目標を掲げています。加えて、2050（令和42）年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すという長期目標を掲げました。

これら内外の動向及び上位計画の策定を受け、より高い目標を設定するため、現計画の温室効果ガス排出量に関する目標等を見直し、脱炭素社会に向けて市民・事業者とともに取り組みを推進します。

5. 『改定第2次 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）の基本的事項』

（1）「計画期間」

改定された「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」と整合性を保つため、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

（2）「計画の範囲」

本市が実施する全ての事務事業を対象とします。（指定管理者制度等により、市が事業者管理に委託する施設も対象となります）

（3）「対象とする温室効果ガス」

地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている7種類のうち、次の4種類とします。

二酸化炭素（CO₂）・メタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

（4）「削減目標」

行政が率先して脱炭素化への取り組みを推進することにより、市民・事業者の脱

炭素化への取組みにも好影響が期待できることから、鎌ヶ谷市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を、2032（令和14）年度までに2016（平成28）年度比で、鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）を上回る50%以上を目標値とします。

6. 『目標達成に向けた主な取組項目』

国は、都道府県及び市町村等に対して、「当該、自治体が策定した地方公共団体実行計画（事務事業編）は、政府実行計画に準じた取組みを行うこと。」と求めていることから、以下の項目について重点をおいて取組むこととします。

（1）「民間活力による公共施設への太陽光発電設備等の設置」

【太陽光発電：2030年度までに設置可能な公共施設の50%以上に太陽光発電設備設置を目指す。また、2040年度までには、100%を目指す。】

（2）「再生可能エネルギー電力調達の推進」

【再生可能エネルギー電力調達：2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。】

（3）「LED照明の導入」

【LED照明：既存設備を含めた公共施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。】

（4）「公用車への電動車導入の推進」

【公用車：代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車（電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）とし、使用する公用車全体でも2030年度までにすべて電動車とする。】

（5）「ZEB」（省エネルギー化した公共施設）

【新築建築物のZEB化：今後、建設を予定している新築公共施設については、原則、率先したZEBを実現する。】

（6）「職員による省エネルギー行動の実践」

現計画同様、部署（施設）別の年度取組目標の設定及び達成状況の評価を行い、全庁的な取組として省エネルギーを推進していきます。

また、地球温暖化防止に係る情報提供・啓発（「Zero カーボンリポート」発行等）・研修等（新規採用職員研修）を行い、職員個々の意識醸成や省エネルギーマネジメントの向上を図ります。